

◎新潟県告示第623号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定（平成13年3月23日新潟県告示第575号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

平成27年4月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

海岸の名称			指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	
新潟県佐渡沿岸	粟島漁港海岸	粟島地区海岸	岩船郡粟島浦村大字内浦、粟島浦漁業協同組合東角から真北180度00分73.0メートルの点を3点とし、3点から真北180度00分169.0メートルの点を4点とし、3点から真北52度45分100.0メートルの点を3'点とし、4点から真北100度00分80.0メートルの点を4'点とし、3、4、4'、3'及び3点を順次結んで引いた線に囲まれた区域